

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 6 年 6 月 15 日現在)

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第 38 号 第 4 条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明させていただきます。

居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるように次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とその家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるように、ご利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、居宅サービス事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 居宅介護支援を提供する事業者について

名 称	奈良県看護協会
法人種別	公益社団法人
代表者名	会長 春木 邦恵
所 在 地	〒634-0813 橿原市四条町288-8
連 絡 先	0744-25-4014

2. 居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所名	橿原訪問看護ステーション
県指定番号	2961290059
所 在 地	〒634-0074 橿原市四分町252-1
連 絡 先	0744-20-3303
所長氏名	池之畑 直子
管理者氏名	石倉 麻美
事業の実施地域	橿原市・明日香村・高取町・桜井市

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行うことを目的とする。
運営の方針	①利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 ③事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携につとめる。

(3) 事業所の職員体制

職 種	職務内容	人 員 数
管 理 者 (介護支援専門員と兼務)	業務の統括管理	1 名
介護支援専門員 (管理者と兼務)	居宅サービス計画の作成 居宅サービス事業者等の連絡調整	1 名
事 務 員	補助業務	1 名(兼務)

(4) 営業時間

営業時間	月～金 9時00分～17時00分
休業日	土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

3. 事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されるため、ご利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容(契約書第4～9条)

①公正中立なケアマネジメントの確保

・ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は下記の通りです。

1) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	25 %	福祉用具貸与	62 %
通所介護	28 %	地域密着型通所介護	4 %

2) 前 6 か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイケアセンターしらかし 43%	コミュニティケア榎原 24%	ケアセンターともに 16%
通所介護	エクサ 26%	藤の花 22%	ぽればれケアセンター白檀 22%
地域密着型通所介護	季楽里ひだまり 100%		
福祉用具貸与	植村医療器 32%	アットホーム 16%	ヤマシタ 14%

3) 判定期間(令和 7 年度)

■前期(3月1日から8月末日)

□後期(9月1日から2月末日)

②居宅サービス計画の作成

・ご利用者のお宅を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求めます。

・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

・ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤要介護認定等にかかる申請の援助

・ご利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

・ご利用者の要介護認定有効期間満了の 30 日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。

⑥介護保険施設への紹介

・ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介を行います。

(2) サービス利用料金(契約書第 11 条)

①居宅介護支援サービスに関する利用料金

全額介護保険から給付されるため、原則としてご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の料金を一旦お支払いいただきます。

<利用料金>

料金	要介護 1~2	要介護 3~5
居宅介護支援費 I	10,860 円	14,110 円
初回加算	3,000 円	
入院時情報連携加算 I	2,500 円	
入院時情報連携加算 II	2,000 円	
退院・退所加算	4,500 円~9,000 円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	
通院時情報連携加算	500 円	

※榎原市の地域単価は基本単価 10 円に対し、10.21 円となります。

②申請代行料

要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。

4.サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代(契約書第 3 条)

①事業所からの介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

②ご利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 職員に対する金品等の心付けは、お断りしています。

5.サービス提供における事業所の義務

(1) 事業所の記録作成・交付の義務(契約書第 10 条)

①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、居宅介護支援を提供した日から 5 年間保存するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②ご利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(2) 守秘義務(契約書第 17 条)

①事業所、介護支援専門員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

②事業所は、ご利用者に医療上、緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用いることができるものとします。

6.事故対応・損害賠償について(契約書第18条)

事業所は、サービスの提供にあたって、事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族(後見人)、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

7.契約の終了について(契約書第12条)

契約の有効期間は、契約締結日から要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中、以下のような場合は契約が終了になります。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご利用者が介護保険施設に入所した場合又は医療機関に入院した場合
- ④ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑤事業所から契約解除を申し出た場合

8.ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条)

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前以内までに当事業所へ連絡をください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

9.事業所からの契約解除の申し出(契約書第15条)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせて場合
- ②ご契約者が故意又は重大な過失により事業所もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10.虐待防止に関する事項(契約書第16条)

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の処置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束廃止に向けた取り組みについての研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの相談対応体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

サービス提供中に事業所または養護者による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 暴力への対応

ご利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言・脅迫・セクシャルハラスメントなどがあった場合はサービスを中止することがあります。

12. サービス内容に関する苦情相談窓口（契約書第20条）

当事業所が提供したサービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、市町村、国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

檀原訪問看護ステーション	相談窓口責任者：池之畑 直子 受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後5:00 電話番号：0744-29-0611
檀原市地域包括支援センター 北エリア	受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号：0744-20-3366
檀原市地域包括支援センター 南エリア	受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号：0744-24-4301
檀原市福祉部長寿介護課	受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号：0744-22-8108
明日香村社会福祉協議会	受付時間：火～日曜日 午前9:00～午後5:00 電話番号：0744-54-4110
高取町社会福祉協議会	受付時間：月～土曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号：0744-52-3865
桜井市社会福祉協議会	受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後5:00 電話番号：0744-42-2724・45-1152
奈良県国民健康保険団体連合会	受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後5:00 電話番号：0120-21-6899

13. 緊急時等における対応方法（契約書第21条）

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族）へ連絡するとともに、必要な対応を行います。

主治医	病院名	
	名前	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	自宅： 携帯：

14.業務継続計画の策定等(契約書第22条)

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための継続を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- ① 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15.衛生管理等(契約書第23条)

当事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、介護支援専門員に対して、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施します。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所	住所	橿原市四分町 252-1
	法人名	公益社団法人 奈良県看護協会
	事業所名	橿原訪問看護ステーション
	所長	池之畑 直子 印

説明者 氏名

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	続柄 () 印